公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

本則に次のように加える。

附則に次の一条を加える。

（検討）

第十一条　政府は、大気の汚染による公害に係る疾病にかかっている者が無償で当該疾病に係る医療を受けられるようにするための制度の整備について、当該者の支援を行う団体等の意見を踏まえつつ検討を加え、その結果に基づいて、公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第　号）附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日から一年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、附則に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。